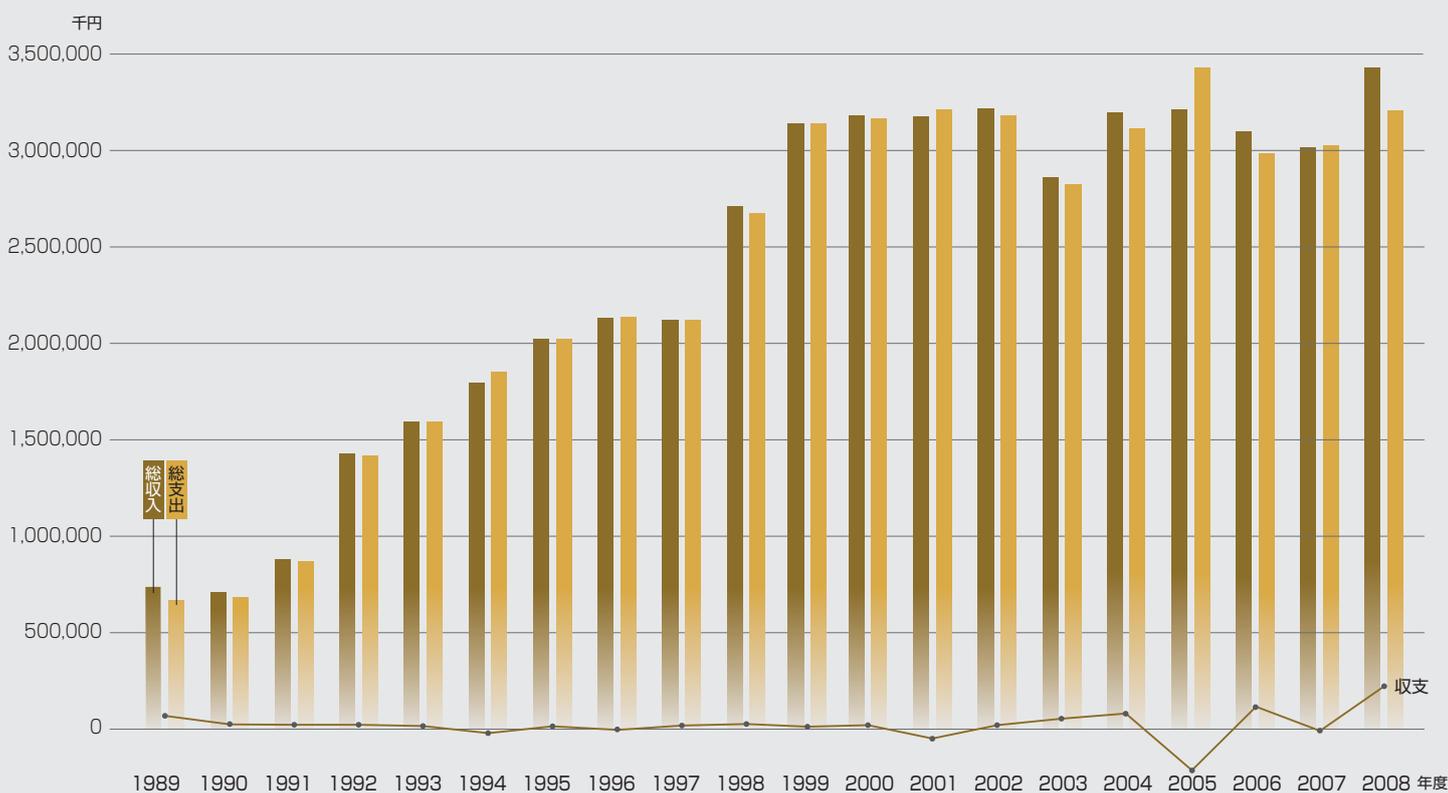


年度別収支

(単位：千円)

	総収入	総支出	収支
1989	735,539	668,103	67,435
1990	706,729	682,410	24,318
1991	872,653	847,857	24,796
1992	1,411,632	1,389,096	22,536
1993	1,580,058	1,564,495	15,563
1994	1,785,176	1,806,868	△21,691
1995	2,020,654	2,015,664	4,990
1996	2,129,949	2,134,818	△4,870
1997	2,114,107	2,109,310	4,797
1998	2,711,719	2,691,794	19,925
1999	3,145,310	3,144,159	1,150
2000	3,187,358	3,182,301	5,057
2001	3,176,351	3,226,027	△49,676
2002	3,217,606	3,185,143	32,463
2003	2,852,580	2,795,275	57,305
2004	3,189,221	3,108,484	80,738
2005	3,210,961	3,427,974	△217,012
2006	3,095,673	2,984,319	111,354
2007	3,015,200	3,023,916	△8,716
2008	3,426,570	3,204,402	222,168

(四捨五入の関係で計算の数値は必ずしも一致しない)



2008年度事業報告

事業項目	事業内容	2007年度実績	2008年度実績
I. 無償資金協力事業及び技術協力事業並びに借款事業の適正かつ効率的な実施の促進に資するための活動			
I-1. 無償資金協力関連事業			
(1) 一般無償調達監視	一般無償調達監視	(新規) 4件 / (継続) 5件	(新規) 0件 / (継続) 4件
(2) 貧困農民支援調査	貧困農民支援調査	18件	18件
(3) 貧困農民支援調達監視	貧困農民支援調達監視	(新規) 22件 / (継続) 6件	(新規) 12件 / (継続) 13件
(4) 食糧援助調達監視	食糧援助調達監視	(新規) 26件 / (継続) 4件	(新規) 10件 / (継続) 13件
(5) 文化無償調査	事前調査等	一式	1件
(6) 文化無償実施促進	入札補助業務	(新規) 8件 / (継続) 16件	(新規) 12件 / (継続) 5件
(7) 研究支援無償調達監視	研究支援無償援助	1件	1件
(8) ノン・プロジェクト無償調達監視	ノン・プロジェクト無償調達監視	(新規) 15件 / (継続) 56件	(新規) 15件 / (継続) 47件
(9) 緊急無償調達監視	緊急無償調達監視	(新規) 0件 / (継続) 22件	(新規) 0件 / (継続) 18件
(10) 紛争予防・平和構築無償調達監視	紛争予防・平和構築無償調達監視	(新規) 1件	(新規) 1件 / (継続) 1件
(11) 日本NGO連携無償調査	日本NGO連携無償調査	1件	0件
(12) 防災・災害復興支援無償調達監視	防災・災害復興支援無償調達監視	(新規) 1件 / (継続) 2件	(新規) 1件 / (継続) 3件
(13) コミュニティ開発支援無償調達監視	コミュニティ開発支援無償調達監視	(新規) 2件 / (継続) 3件	(新規) 6件 / (継続) 5件
(14) 入札実施監視	入札実施監視業務	一式	0件
(15) 環境プログラム無償調達監視	環境プログラム無償調達監視	—	1件
(16) 無償資金協力にかかる事前の調査	事前の調査 <small>(紛争予防・平和構築無償 / 防災・災害復興支援無償 / コミュニティ開発支援無償 / 環境プログラム無償)</small>	—	25件
I-2. 技術協力関連事業			
(1) 本邦調達支援	供与機材本邦調達支援	(新規) 一式 / (継続) 一式	(新規) (*) / (継続) (**)
(2) 現地調達支援	現地調達支援 (国内業務)	(新規) 一式 / (継続) 一式	(新規) 1件 (*) を含む / (継続) (**) を含む
	現地調達包括支援	(新規) 一式 / (継続) 一式	(新規) 1件 (*) を含む / (継続) (**) を含む
	現地調達支援 (海外業務)	(新規) 一式 / (継続) 一式	(新規) 1件 (*) を含む / (継続) (**) を含む
(3) 医療特別支援	医療特別支援 機材計画調査	一式	1件
(4) 専門家の派遣	専門家派遣	(新規) 0人 / (継続) 4人	(新規) 0人 / (継続) 3人
I-3. 借款関連事業			
(1) 借款調達関連書類照合	調達関連書類の照合・業務セミナー	1件	2件
(2) 借款調査	借款調査	1件	1件
II. 国際機関、外国政府およびその他の国際協力に携わる機関が実施する国際協力事業の適正かつ効率的な実施の促進に資するための活動			
国際機関等事業	国際機関等事業	—	(新規) 3件 / (継続) 4件
III. フォローアップおよびアフターケア活動			
医療情報センター運営	無償資金協力医療機材等維持管理情報センター	1件	1件
IV. 国際協力事業を効果的に実施するための調査・研究活動			
IV-1. 無償資金協力調査・研究事業			
(1) 無償事業費積算・設計審査	事業費積算・設計審査業務	一式	2件
(2) 無償基礎調査	無償基礎調査	2件	4件
IV-2. その他調査・研究事業			
(1) その他調査・研究事業	その他調査・関連事業	18件	0件
(2) JICS基盤整備のための調査・研究事業	JICS基盤整備のための調査・研究事業	1件	0件
V. 国際協力事業推進のための啓発・支援活動			
広報活動	ホームページ更新	一式	随時
	広報誌「JICS REPORT」発行	一式	3回発行
	年報発行	一式	和・英版
	国際協力関連情報誌記事掲載	一式	随時
	国際協カイベント出展	2回	3回
VI. その他本財団の目的を達成するために必要な事業			
NGO支援	支援団体	10団体	11団体
産油国石油精製技術等対策事業費 補助金制度による機材調達	サウジ日本自動車技術高等研修所計画	—	1件

2008年度収支計算書

2008年4月1日から2009年3月31日まで

(単位：円)

科目	予算額	決算額	差異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
①基本財産運用収入	2,832,242	2,744,715	87,527
基本財産利息収入	2,832,242	2,744,715	87,527
②事業収入	3,071,986,867	3,075,320,024	△ 3,333,157
無償資金協力関連事業収入	2,315,368,848	2,312,908,687	2,460,161
技術協力関連事業収入	179,269,519	185,769,230	△ 6,499,711
借款関連事業収入	88,314,021	89,953,421	△ 1,639,400
無償資金協力調査・研究事業収入	255,882,210	255,882,000	210
国際機関等関連事業収入	230,744,606	226,499,484	4,245,122
雑収入	2,407,663	4,307,202	△ 1,899,539
③補助金等収入	188,733,500	187,311,783	1,421,717
国庫補助金収入	188,733,500	187,311,783	1,421,717
事業活動収入計 (A)	3,263,552,609	3,265,376,522	△ 1,823,913
2. 事業活動支出			
①事業費支出	2,415,484,005	2,379,616,724	35,867,281
無償資金協力関連事業費支出	731,402,383	690,820,317	40,582,066
技術協力関連事業費支出	15,446,795	14,886,065	560,730
借款関連事業費支出	35,433,587	34,608,394	825,193
無償資金協力調査・研究事業費支出	1,490,933	1,667,933	△ 177,000
国際機関等関連事業費支出	99,007,417	91,293,609	7,713,808
その他受託事業支出	166,596,110	175,256,008	△ 8,659,898
広報等事業費支出	21,359,032	20,570,997	788,035
NGO活動支援事業費支出	10,449,267	10,445,267	4,000
情報基盤整備費支出	121,443,581	119,858,321	1,585,260
事業部人件費支出	1,165,937,546	1,175,702,157	△ 9,764,611
共通事業費支出	46,917,354	44,507,656	2,409,698
②管理費支出	571,667,336	566,490,618	5,176,718
人件費支出	299,944,576	297,210,425	2,734,151
一般管理費支出	271,722,760	269,280,193	2,442,567
事業活動支出計 (B)	2,987,151,341	2,946,107,342	41,043,999
事業活動収支差額 (C) = (A) - (B)	276,401,268	319,269,180	△ 42,867,912
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
①敷金・保証金戻り収入	9,570,110	9,570,110	0
②特定資産取崩収入	151,623,736	151,623,736	0
投資活動収入計 (D)	161,193,846	161,193,846	0
2. 投資活動支出			
①固定資産取得支出	95,826,094	99,391,579	△ 3,565,485
②敷金・保証金支出	602,448	0	602,448
③特定資産支出	160,704,698	158,903,492	1,801,206
④リース債務返済支出	6,725,290	0	6,725,290
投資活動支出計 (E)	263,858,530	258,295,071	5,563,459
投資活動収支差額 (F) = (D) - (E)	△ 102,664,684	△ 97,101,225	△ 5,563,459
当期収支差額 (G) = (C) + (F)	173,736,584	222,167,955	△ 48,431,371
前期繰越収支差額 (H)	96,350,498	96,350,498	0
次期繰越収支差額 (G) + (H)	270,087,082	318,518,453	△ 48,431,371

2008年度貸借対照表

2009年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	159,171,849	72,678,363	86,493,486
未収金	625,952,396	334,119,308	291,833,088
前払費用	12,726,001	26,635,421	△13,909,420
立替金	1,482,980	7,165	1,475,815
仮払金	39,827,586	15,600,666	24,226,920
流動資産合計	839,160,812	449,040,923	390,119,889
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産積立預金	236,616,000	387,000,000	△150,384,000
基本財産投資有価証券	150,384,000	0	150,384,000
基本財産合計	387,000,000	387,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	0	1,427,970	△1,427,970
システム開発積立資産	150,000,000	100,000,000	50,000,000
システム構築積立資産	0	35,000,000	△35,000,000
事務所移転積立資産	55,000,000	55,000,000	0
NGO支援積立資産	10,000,000	10,000,000	0
案件形成・事業開拓等積立資産	5,000,000	10,000,000	△5,000,000
賞与引当資産	67,596,992	70,195,766	△2,598,774
役員退職慰労引当資産	4,899,375	3,592,875	1,306,500
特定資産合計	292,496,367	285,216,611	7,279,756
(3) その他固定資産			
車輛運搬具	22,988,275	13,660,462	9,327,813
建物附属設備	8,684,737	10,911,647	△2,226,910
什器備品	3,853,300	3,300,381	552,919
ソフトウェア	79,899,163	43,939,633	35,959,530
敷金・保証金	94,137,971	103,708,081	△9,570,110
長期前払費用	6,308,741	3,428,817	2,879,924
前払年金費用	7,755,682	0	7,755,682
その他固定資産合計	223,627,869	178,949,021	44,678,848
固定資産合計	903,124,236	851,165,632	51,958,604
資産合計 ①	1,742,285,048	1,300,206,555	442,078,493
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	93,598,348	153,396,593	△59,798,245
賞与引当金	67,596,992	70,195,766	△2,598,774
預り金	9,447,019	9,098,066	348,953
短期借入金	350,000,000	120,000,000	230,000,000
流動負債合計	520,642,359	352,690,425	167,951,934
2. 固定負債			
退職給付引当金	0	1,427,970	△1,427,970
役員退職慰労引当金	4,899,375	3,592,875	1,306,500
固定負債合計	4,899,375	5,020,845	△121,470
負債合計 ②	525,541,734	357,711,270	167,830,464
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
出捐金	372,000,000	372,000,000	0
指定正味財産合計	372,000,000	372,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(372,000,000)	(372,000,000)	(0)
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	844,743,314	570,495,285	274,248,029
(うち基本財産への充当額)	(15,000,000)	(15,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(220,000,000)	(210,000,000)	(10,000,000)
正味財産合計 ① - ②	1,216,743,314	942,495,285	274,248,029
負債及び正味財産合計	1,742,285,048	1,300,206,555	442,078,493

2008年度正味財産増減計算書

2008年4月1日から2009年3月31日まで

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	2,744,715	2,366,532	378,183
基本財産受取利息	2,744,715	2,366,532	378,183
② 事業収益	3,075,320,024	2,913,721,573	161,598,451
無償資金協力関連事業収益	2,312,908,687	2,197,642,884	115,265,803
技術協力関連事業収益	185,769,230	208,416,207	△ 22,646,977
借款関連事業収益	89,953,421	122,271,250	△ 32,317,829
無償資金協力調査・研究事業収益	255,882,000	278,900,000	△ 23,018,000
国際機関等関連事業収益	226,499,484	105,313,058	121,186,426
雑収益	4,307,202	1,178,174	3,129,028
③ 受取補助金等	187,311,783	0	187,311,783
受取国庫補助金	187,311,783	0	187,311,783
経常収益計 (A)	3,265,376,522	2,916,088,105	349,288,417
(2) 経常費用			
① 事業費	2,415,445,011	2,404,415,290	11,029,721
無償資金協力関連事業費	703,263,771	732,260,982	△ 28,997,211
技術協力関連事業費	14,886,065	20,885,638	△ 5,999,573
借款関連事業費	34,608,394	53,098,671	△ 18,490,277
無償資金協力調査・研究事業費	1,667,933	13,756,065	△ 12,088,132
国際機関等関連事業費	91,293,609	58,834,913	32,458,696
その他受託事業費	175,256,008	0	175,256,008
広報等事業費	20,570,997	19,131,654	1,439,343
NGO活動支援事業費	10,445,267	10,560,484	△ 115,217
情報基盤整備費	120,829,818	104,249,578	16,580,240
事業部人件費	1,174,274,187	1,332,884,077	△ 158,609,890
共通事業費	68,348,962	58,753,228	9,595,734
② 管理費	575,683,482	552,493,704	23,189,778
人件費	298,516,925	291,776,558	6,740,367
一般管理費	277,166,557	260,717,146	16,449,411
経常費用計 (B)	2,991,128,493	2,956,908,994	34,219,499
当期経常増減額 (C) = (A) - (B)	274,248,029	△ 40,820,889	315,068,918
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外費用			
① 固定資産除却損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額 (D)	0	0	0
当期一般正味財産増減額 (E) = (C) + (D)	274,248,029	△ 40,820,889	315,068,918
一般正味財産期首残高 (F)	570,495,285	611,316,174	△ 40,820,889
一般正味財産期末残高 (G) = (E) + (F)	844,743,314	570,495,285	274,248,029
II 指定正味財産増減の部			
指定正味財産期首残高	372,000,000	372,000,000	0
指定正味財産期末残高 (H)	372,000,000	372,000,000	0
III 正味財産期末残高 (G) + (H)	1,216,743,314	942,495,285	274,248,029

2008年度キャッシュ・フロー計算書

2008年4月1日から2009年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 事業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 当期一般正味財産増減額	274,248,029	△40,820,889	315,068,918
2. キャッシュ・フローへの調整額			
①減価償却費	42,543,739	25,227,106	17,316,633
②賞与引当金の増減額	△ 2,598,774	△ 3,915,694	1,316,920
③退職給付引当金の増減額	△ 1,427,970	1,427,970	△ 2,855,940
④役員退職慰労引当金の増減額	1,306,500	1,306,500	0
⑤為替差損益の額	2,209,346	0	2,209,346
⑥未収金の増減額	△ 291,833,088	340,030,400	△ 631,863,488
⑦前払費用の増減額	13,909,420	△ 15,009,569	28,918,989
⑧立替金の増減額	△ 1,475,815	22,332,690	△ 23,808,505
⑨仮払金の増減額	△ 24,226,920	△ 3,049,356	△ 21,177,564
⑩未払金の増減額	△ 59,798,245	△ 44,082,993	△ 15,715,252
⑪預り金の増減額	348,953	△ 8,774,308	9,123,261
⑫長期前払費用の増減額	2,598,882	619,432	1,979,450
⑬前払年金費用の増減額	△ 7,755,682	16,871,726	△ 24,627,408
小 計	△ 326,199,654	332,983,904	△ 659,183,558
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 51,951,625	292,163,015	△ 344,114,640
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入			
①敷金・保証金戻り収入	9,570,110	0	9,570,110
②特定資産取崩収入	151,623,736	79,111,460	72,512,276
③投資等戻り収入	0	20,000,000	△ 20,000,000
投資活動収入計	161,193,846	99,111,460	62,082,386
2. 投資活動支出			
①固定資産取得支出	91,635,897	28,693,858	62,942,039
②敷金・保証金支出	0	835,321	△ 835,321
③特定資産支出	158,903,492	82,930,236	75,973,256
投資活動支出計	250,539,389	112,459,415	138,079,974
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 89,345,543	△ 13,347,955	△ 75,997,588
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入			
①短期借入金収入	350,000,000	180,000,000	170,000,000
財務活動収入計	350,000,000	180,000,000	170,000,000
2. 財務活動支出			
①短期借入金支出	120,000,000	470,000,000	△ 350,000,000
財務活動支出計	120,000,000	470,000,000	△ 350,000,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	230,000,000	△ 290,000,000	520,000,000
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 2,209,346	0	△ 2,209,346
V 現金及び現金同等物の増減額	86,493,486	△ 11,184,940	97,678,426
VI 現金及び現金同等物の期首残高	72,678,363	83,863,303	△ 11,184,940
VII 現金及び現金同等物の期末残高	159,171,849	72,678,363	86,493,486

注 資金の範囲：現金及び現金同等物を含めている。

沿革

1989年	4月	設立（2部4課体制）
	4月	[事務所 新宿区市ヶ谷本村町 経済協力センタービル]
	8月	技術協力仕様書作成業務、食糧増産援助実施促進調査を開始
	12月	無償資金協力現地確認調査を開始
1990年	1月	無償資金協力フォローアップ調査を開始
	4月	無償資金協力調達監理業務を開始
	11月	技術協力供与機材購送業務を開始
1991年	4月	少額資機材供与事業を開始
	11月	組織改編を実施（3部6課体制）
1992年	1月	技術協力専門家携行機材購送業務を開始
	9月	無償資金協力長期調査員派遣を開始
1993年	10月	文化無償業務、ノン・プロジェクト無償業務を開始
1994年	2月	事務所移転 [新宿区西新宿 新宿三井ビル]
	4月	組織改編を実施（3部5課5室体制）
1996年	3月	事務所移転 [渋谷区代々木 新宿三信ビル]
1997年	7月	子どもの健康無償業務を開始
1998年	1月	食糧増産援助調達監理業務を開始
	3月	緊急無償業務を開始
1999年	2月	無償資金協力医療機材等維持管理情報センターを設置
	7月	組織改編を実施（3部1室13課体制）
	10月	NGO支援事業を開始
2001年	4月	寄附行為の一部変更
2002年	4月	研究支援無償業務を開始
	6月	食糧援助調達監理業務を開始
2003年	3月	紛争予防・平和構築無償業務を開始
	4月	事務所移転 [新宿区富久町 新宿EASTビル]
	5月	組織改編を実施（3部11課体制）
	10月	日本NGO支援無償業務を開始 組織改編を実施（2室3部8課体制）
2004年	6月	組織改編を実施（3室2部3課体制）
2006年	8月	防災・災害復興支援無償業務を開始
	12月	コミュニティ開発支援無償業務を開始
2007年	1月	経営企画準備室を設置
	4月	寄附行為の一部変更
2008年	10月	組織改編を実施（4室3部11課体制）

役員・評議員

役員 2009年8月31日現在（五十音順）【任期：～2011年3月31日】

役職	氏名	現職
理事長	佐々木高久	
専務理事	櫻田 幸久	
理事	金子 洋三	社団法人青年海外協力協会会長
理事	上川 裕秀	株式会社日本航空インターナショナル常務執行役員 旅客営業副本部長 東日本地区担当 兼 東京支店長
理事	讃井 暢子	社団法人日本経済団体連合会常務理事
理事	竹内 正興	財団法人国際開発センター 理事長
理事	深尾 邦彦	東京海上日動火災保険株式会社常務取締役
理事	松岡 和久	財団法人日本国際協力センター理事長
理事	丸山 俊二	財団法人日本シルバーボランティアズ理事長
監事	中井 龍一	株式会社三菱東京UFJ銀行経済協力部長
監事	樋之口 毅	樋之口毅税理士事務所所長

評議員 2009年8月31日現在（五十音順）【任期：～2011年3月31日】

役職	氏名	現職
会長	目黒 依子	上智大学名誉教授
副会長	村上 正博	財団法人日本国際協力センター専務理事
評議員	有田 典代	特定非営利活動法人関西国際交流団体協議会事務局長
評議員	石川 信克	財団法人結核予防会理事、結核研究所所長
評議員	近藤 和夫	三井住友海上火災保険株式会社 副社長執行役員 金融公務営業推進部長 兼 同本部損害サポート・イノベーション本部長 兼 商品本部長 兼 損害サポート本部長
評議員	鈴木 一	社団法人海外建設協会 専務理事
評議員	栩木 誠	日本経済新聞社編集局経済解説部編集委員
評議員	鳥居 泰彦	慶應義塾学事顧問
評議員	平木 俊一	経済性評価研究所所長
評議員	廣野 良吉	成蹊大学名誉教授、政策研究大学院客員教授
評議員	松本 洋	財団法人国際文化会館理事
評議員	柳澤 賢一	独立行政法人国際交流基金総務部長

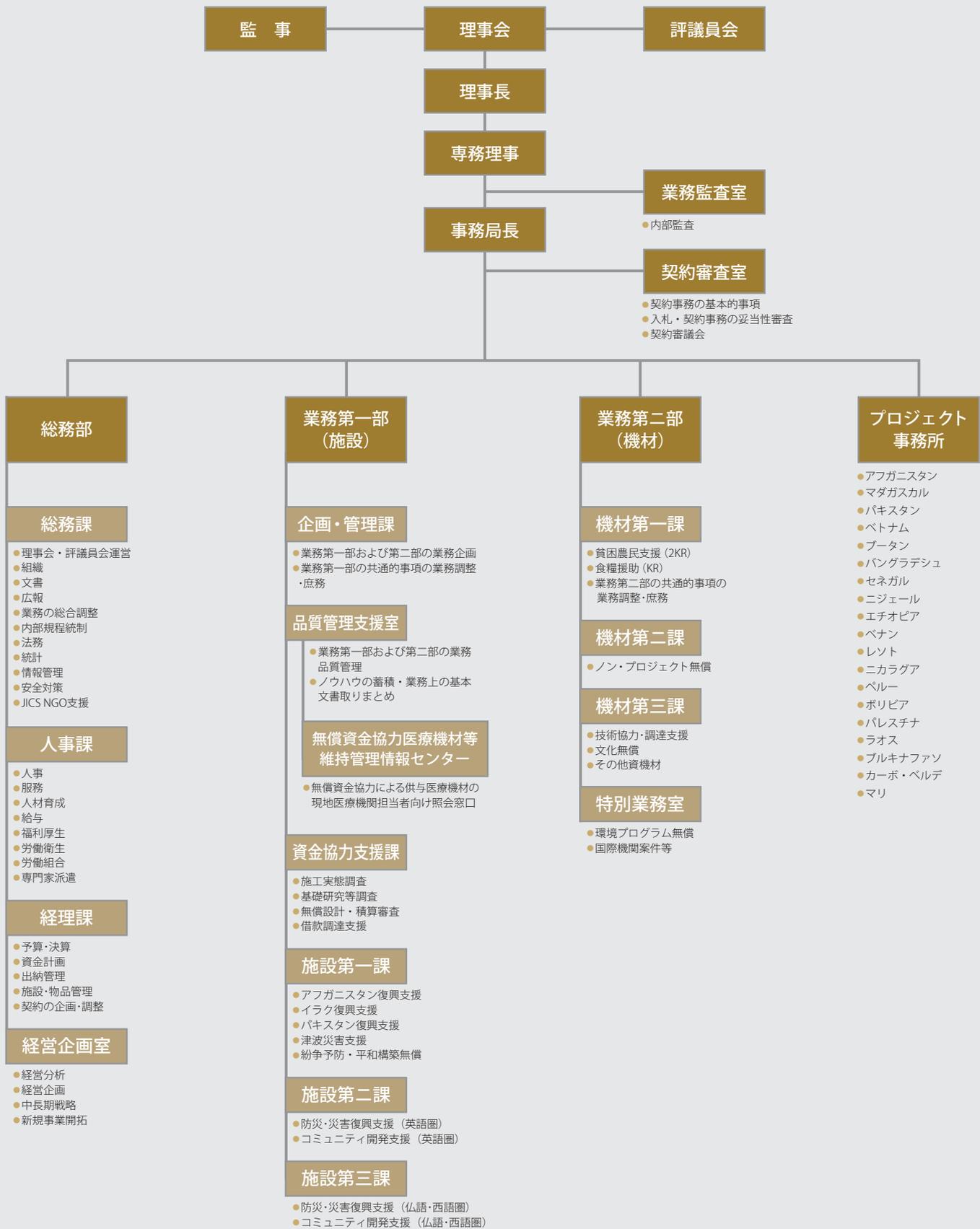
歴代理事長

氏名	就任年月	退任年月
横田 弘	1989年4月	1991年12月
徳久 茂	1992年3月	1997年3月
野村 豊	1997年4月	2004年3月
佐々木高久	2004年4月	現

歴代評議員会会長

氏名	所属等	就任年月	退任年月
渡辺 文夫	日本航空株式会社名誉顧問	1989年4月	2003年3月
石川 滋	一橋大学名誉教授	2003年4月	2005年3月
松本 洋	財団法人国際文化会館顧問・理事	2005年6月	2009年6月
目黒 依子	上智大学名誉教授	2009年6月	現

組織図 (2009年8月31日現在)



財団法人日本国際協力システム寄附行為

平成 元年4月12日 外務大臣許可第3号
変更 平成5年12月27日 外務大臣認可第60号
変更 平成8年4月17日 外務大臣認可第16号
変更 平成13年4月13日 外務大臣認可第11号
変更 平成15年4月3日 外務大臣認可第22号
変更 平成19年4月11日 外務大臣認可第14号

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人日本国際協力システム（以下「本財団」という。）と称し、英文ではJapan International Cooperation System（略称JICS）と称する。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。
2 本財団は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要地に置くことができる。

(目的)

第3条 本財団は、我が国の政府開発援助（ODA）を中心とする開発途上地域等に対する国際協力事業の適正かつ効率的な実施に協力することにより、一層質の高い国際協力を推進し、もって、世界経済・社会の発展と友好の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するために民間企業の活動を尊重しつつ次の事業を行う。
(1) 我が国のODAのうち無償資金協力事業及び技術協力事業並びに借款事業の適正かつ効率的な実施の促進に資するための活動
(2) 国際機関、外国政府及びその他の国際協力に携わる機関が実施する国際協力事業の適正かつ効率的な実施の促進に資するための活動
(3) 上記(1)又は(2)の事業に係る完了後のフォローアップ及びアフターケア活動
(4) 国際協力事業を効果的に実施するための調査、研究
(5) 国際協力事業推進のための啓発・支援活動
(6) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 本財団の財産は、次に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録に記載された財産
(2) 寄附金
(3) 財産から生じる収入
(4) 会費
(5) 事業に伴う収入
(6) その他の収入

(財産の種類)

第6条 本財団の財産は、基本財産及び運用財産の2種とする。
2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
(3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産
3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 本財団の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。但し、本財団の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の

2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、外務大臣の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 本財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 本財団の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、外務大臣に届出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の収支予算に準じ、収入支出することができる。
2 前項の収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 本財団の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その会計年度終了後3月以内に外務大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第13条 本財団が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、外務大臣の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利放棄)

第14条 予算で定めるものを除き、本財団が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、外務大臣の承認を得なければならない。

(会計年度)

第15条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(種類及び定数)

第16条 本財団に、次の役員を置く。
理事 6人以上15人以下
監事 2人
2 理事のうち、1人を理事長、1人を専務理事、2人以内を常務理事とする。

(選任等)

第17条 理事及び監事は、評議員会において選任する。
2 理事は、互選により、理事長、専務理事及び常務理事を選任する。
3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。
4 理事のいずれか1人とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を外務大臣に届出なければならない。
7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を外務大臣に届出なければならない。

(職務)

第18条 理事長は、本財団を代表し、その業務を総理する。
2 専務理事は、理事長を補佐し、本財団の業務を掌理し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
3 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐して、本財団の業務を処理し、専務理事に事故があるとき又は専務理事が欠けたときは、予め理事長が指名した順位に

より、その職務を代行する。

- 4 理事は、理事会を組織し、この寄附行為に定めるところにより、本財団の業務を議決し、執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会並びに外務大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求すること。

(任期)

- 第19条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(解任)

- 第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬)

- 第21条 役員は無給とする。但し、常勤の役員は有給とすることができる。
- 2 役員には、費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(組織)

- 第22条 理事会は、理事をもって組織する。

(権能)

- 第23条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本財団の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

- 第24条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
 - 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上の理事から会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったとき。
 - (3) 第18条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

- 第25条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第26条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定数)

- 第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第28条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

- 第29条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

- 第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

- 第31条 本財団に、評議員12人以上24人以内を置く。
- 2 評議員のうち、1人を評議員会会長、2人以内を評議員会副会長とする。
 - 3 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
 - 4 評議員のうちには、役員がいずれか1人と親族その他特別の関係にある者の合計数又は評議員の1人及びその親族その他特別の関係にある者の合計数が評議員現在数の3分の1を超えて含まれることとなつてはならない。
 - 5 評議員には、第19条から第21条（第21条第1項但し書を除く。）までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

- 第32条 評議員会は、評議員をもって組織する。
- 2 評議員会会長及び評議員会副会長は、評議員会において互選する。
 - 3 評議員会会長は、評議員会を招集し、評議員会の議長を務める。
 - 4 評議員会副会長は、評議員会会長を補佐し、評議員会会長に事故あるとき又は評議員会会長が欠けたときは、予め評議員会会長が指名した順位により、その職務を代行する。

(評議員会の職務)

- 第33条 評議員会は、この寄附行為に定める職務を行うほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

(評議員会の種類及び開催)

- 第34条 評議員会は、通常評議員会及び臨時評議員会の2種とする。
- 2 通常評議員会は、毎年2回開催する。
 - 3 臨時評議員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 評議員会会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長が必要と認めたとき。
 - (3) 評議員現在数の3分の1以上の評議員から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (4) 第18条第5項第4号の規定により、監事から請求があったとき。

(評議員会の招集及び運営)

- 第35条 評議員会会長は、前条第3項第2号から第4号までに該当する場合は、その日から14日以内に臨時評議員会を開催しなければならない。
- 2 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した

- 書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。
- 3 評議員会には第27条から第30条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
 - 4 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 顧問及び専門委員

(顧問)

第36条 本財団に顧問5人以内を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又は本財団に功労のあった者の中から、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、本財団の運営の基本方針に関し、理事長の諮問に応じ、又は意見を具申する。
- 4 顧問には、第19条第1項、第20条及び第21条（第21条第1項但し書を除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

(専門委員)

第37条 本財団に、第4条に掲げる事業に関する技術的、専門的問題を調査、研究をするために、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験等がある者のうちから理事会で選出し、理事長が任命する。
- 3 専門委員は、調査、研究する事項毎に専門委員会を組織する。
- 4 専門委員及び専門委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

第38条 本財団の目的に賛同し、会費を納入して本財団の活動を支援する者を賛助会員とする。賛助会員を分けて、法人賛助会員及び個人賛助会員の2種とする。

- 2 法人賛助会費を支払った者を法人賛助会員、個人賛助会費を支払った者を個人賛助会員とする。
- 3 賛助会員及び賛助会費についての必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(拠出金の不返還)

第39条 既納の賛助会費及びその他拠出金は返還しない。

第8章 事務局及び書類等の保存

(事務局)

第40条 本財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備え付け等)

第41条 本財団の主たる事務所には、常に、次に掲げる書類及び帳簿等を備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員、顧問、専門委員及び職員の名簿並びに履歴書
- (3) 賛助会員の名簿及び賛助会員の異動に関する書類
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) 処務日誌
- (8) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(9) その他必要な書類及び帳簿

2 前項の書類及び帳簿等は、次の区分により保存しなければならない。

- (1) 第1号から第6号までのものは永久
- (2) 第7号及び第8号のものは10年
- (3) 第9号のものは5年

第9章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第42条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、外務大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第43条 本財団は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、外務大臣の許可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第44条 本財団が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、外務大臣の許可を得て、本財団と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第10章 補則

(委任)

第45条 この寄附行為に定めるもののほか、本財団の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、本財団の設立許可があった日から施行する。
- 2 本財団の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 本財団の設立初年度の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、設立許可があった日から平成2年3月31日までとする。
- 4 本財団の設立当初の役員は、第17条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、平成3年3月31日までとする。
- 5 本財団の設立当初の評議員は、第31条第3項及び第32条第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は第31条第5項において準用する第19条第1項の規定にかかわらず、平成3年3月31日までとする。

附 則（平成5年12月27日外務大臣認可第60号）

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則（平成8年4月17日外務大臣認可第16号）

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則（平成13年4月13日外務大臣認可第11号）

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則（平成15年4月3日外務大臣認可第22号）

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則（平成19年4月11日外務大臣認可第14号）

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

JICS 2008

-
- 2008 4月24日 JICS NGO支援の方針に関する有識者会議開催
-
- 4月25日 インドネシアの孤児院にJICS職員有志が贈り物
-
- 5月20日 JICSサイト、キッズページを開設
-
- 5月28日 第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）に広報ブース出展（～30日）
-
- 6月18日 2008年度第1回通常評議員会・理事会開催
-
- 6月13日 碧南市立東中学校生徒来訪
-
- 9月3日 2008年度JICS NGO支援事業活動報告・意見交換会開催
-
- 10月1日 組織改編を実施
-
- 「日本国際協力システム年報2007」（和文版）発行
-
- 10月4日 「グローバルフェスタJAPAN2008」出展（～5日）
-
- 11月18日 「国際協力キャリアフェア2008」出展
-
- 11月28日 「日本国際協力システム年報2007」（英文版）発行
-
- 12月20日 「ワン・ワールド・フェスティバル」出展（～21日）
-

- 2009 1月15日 2008年度JICS NGO支援事業支援団体決定
-
- 2月4日 東京女学館中学校生徒来訪
-
- 3月5日 グルジア農業省副大臣来訪
-
- 3月16日 サウジアラビア「産油国石油精製技術等対策事業費補助金」で実習車両調達
-
- 3月18日 2008年度第2回通常評議員会・理事会開催
-

日本国際協力システム年報 2008

2009年9月1日発行

編集・発行 財団法人 日本国際協力システム
〒162-0067 東京都新宿区富久町10番5号 新宿EASTビル5、6階
TEL. 03-5369-6960 FAX. 03-5369-6961
URL : <http://www.jics.or.jp/>

編集協力 株式会社 ウィズダム

印刷 株式会社 サンヨー

